

「サンルダム工程コスト検討委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を、サンルダム工程コスト検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、サンルダム建設事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策の具体内容
- 二 事業執行内容

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省北海道開発局旭川開発建設部長（以下「部長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、サンルダム建設事業完成までとする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 5 委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合の委員の追加及び変更は、委員会の承認を得た上で行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会の開催結果の概要については公開するが、工事の入札契約手続きの公平さ等を確保する必要があることから、委員会は、原則非公開とする。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(ワーキング部会)

第7条 委員会が必要と認める場合、ワーキング部会を設置できるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省北海道開発局旭川開発建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成20年9月1日より施行する。

別 紙

第 4 条第 1 項の委員（五十音順）

氏 名	職 業
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院 教授
杉山 隆文	北海道大学大学院工学研究科 教授
渡邊 康玄	北見工業大学社会環境工学科 教授